

## I 厚生労働行政に係る環境保全のための施策

### (1) 気候変動対策

#### ① 関連分野における温室効果ガス削減の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所管業種において策定した低炭素社会実行計画に基づきその業種の特性に応じた省CO<sub>2</sub>対策を講ずる。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 各団体担当者及び有識者からなる会議を定期的を開催し、各団体が作成した低炭素社会実行計画について、ヒアリングその他の方法により実施状況を調査した上で評価を行い、計画の着実な実施を図る。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 令和5年7月10日に開催した会議における、日本生活協同組合連合会、日本製薬団体連合会、私立病院団体（日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会及び日本医療法人協会）へのヒアリングに基づき、計画の実施状況について評価を行った。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 【生協】</p> <p>&lt;目標&gt;          会員生協の「目指すべき水準」として「2030年に2013年度比でCO<sub>2</sub>排出総量を40%削減」を目標としている。          加えて、2030年の再生エネルギー開発目標を4億kWh（設備容量200MW相当）と設定している。</p> <p>&lt;進捗&gt;          2021年度の全国生協のCO<sub>2</sub>総排出量は基準年度（2013年度）比34.6%減。</p> <p>○ 【製薬】</p> <p>&lt;目標&gt;          2030年度のCO<sub>2</sub>排出量を「基準年度（2013年度）比46%削減」することを目標としている。</p> <p>&lt;進捗&gt;          2021年度のCO<sub>2</sub>排出量は基準年度（2013年度）比36.6%減。</p> <p>○ 【病院】</p> <p>&lt;目標&gt;          数値目標指標はエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出原単位（病院延べ床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量（kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>））とし、基準年度を2006年度として、2030年度までの24年間で25.0%削減（対前年削減率1.19%）することとしている。</p> <p>&lt;進捗&gt;          実績実態調査は隔年で行うこととしている。          2020年度のCO<sub>2</sub>排出原単位の実績は、基準年度（2006年度）</p>

	比 24.5%減少。
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	○ それぞれの業種ごとに定めた低炭素社会実行計画の目標を達成するため、定期的にフォローアップを行っていく。

## ② 水道施設における地球温暖化対策の推進

1 目標	○ 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策導入の推進により、CO2 排出量を削減する 目標値 ⇒平成25（2013）年度比で2030年度CO2排出量21.6（万t-CO2）削減
	【施策の柱】 ○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律 49 号）の適切な運用 ○ 施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進 ○ 地球温暖化対策計画の推進
2 進捗状況・実績	○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、一定量以上の電力を使用する事業場はエネルギー使用量等の定期報告などが義務づけられているところである。  ○ 実績値 （平成 25（2013）年度比削減量） 令和 3（2021）年度末－1.1 万 t-CO2 令和 2（2020）年度末－0.2 万 t-CO2 令和元（2019）年度末－0.3 万 t-CO2
3 評価・課題	○ CO2 削減量は、平成 25（2013）年と比較すると、2017 年の減少後、2018 年度以降改善しているが、2025 年、2030 年の目標水準には達していない状況である。そのため、水インフラにおける脱炭素化推進事業（国土交通省・経済産業省・環境省連携事業）の活用、水道事業者への優良事例の情報発信等により、水道事業者等による取組の更なる促進を図る必要がある。

<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2020年度に、水道施設におけるCO2削減に効果のある方策を検証し、全国の水道事業者等における削減ポテンシャルを推計する報告書を取りまとめた。その成果等を活用し、全国の水道事業者等へ水道の脱炭素化に向けた取組を促していく。</li> <li>○ 水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入への財政支援や省エネルギー・再生可能エネルギー対策に係る情報について、全国の水道事業者等に周知していく。引き続き全国水道関係担当者会議やホームページ等にて情報提供を行い、エネルギー対策を推進する。</li> </ul>
-------------------------------	---

### ③ 水資源分野における渇水対策の適応

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道事業者等による渇水対策マニュアルの作成を促し渇水時の水資源の確保にかかる適確な対策を推進する。</li> </ul> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道事業者等への立入検査を活用した指導・助言や事業管理者との意見交換等を通じて、水道事業者等ごとの渇水対策マニュアルの策定を促す。</li> </ul>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道事業者等の渇水対策マニュアル策定率（公益社団法人日本水道協会 水道統計）</li> <li>○ 実績値 令和3年度；48.4% 令和2年度；46.9% 令和元年度；46.1%</li> </ul>
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道事業者等による渇水対策マニュアルの策定率は徐々に向上しているが、未策定の水道事業者等に対して、気候変動適応策であることの認識を広め、同マニュアルの策定を継続的に促していく必要がある。</li> </ul>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道行政のホームページに渇水対策マニュアル策定指針の改訂版の掲示を継続し、同マニュアルの時点修正を促すとともに、立入検査等の機会を活用して策定率の向上を図る。</li> <li>○ 前出策定指針で紹介している、国交省による気候変動適応計画に基づく渇水対応タイムラインについて、渇水対策マニュアルに同タイムラインの内容を反映していくよう促していく。</li> </ul>

#### ④ 時間外労働の削減等による温暖化の防止

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間外労働の削減・効率的な業務推進などで企業内での「働き方」の見直しにより、地球温暖化対策を推進する。 ・指標：所定外労働時間数(厚生労働省「毎月勤労統計調査」)</li> </ul> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働き方改革の推進による所定外労働の削減</li> </ul>
2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)について、労使の自主的な取組による所定外労働の削減を促すため、周知・啓発を行った。</li> <li>○ 労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する支援や助言・指導等を実施した。</li> <li>○ 令和4(2022)年度の所定外労働時間数は年間146時間で前年度と比べ6時間増加した(総実労働時間数は前年度と比べ8時間増加した)。</li> <li>○ 実績値 令和4(2022)年度；146時間(総実労働時間数 1,718時間) 令和3(2021)年度；140時間(総実労働時間数 1,710時間) 令和2(2020)年度；127時間(総実労働時間数 1,680時間)</li> </ul>
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度の所定外労働時間数は前年度から増加したものの<sup>(※)</sup>、平成16(2004)年度(総実労働時間数1,814時間)以降、所定外労働時間数は全体として減少傾向にある。引き続き、一層の所定外労働の削減に向けた取組が必要である。</li> <li>※ 令和2(2020)年度における所定外労働時間数の大幅な減少には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済社会活動の停滞の影響もあると考えられる。</li> </ul>
4 今後の方向性(見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正労働基準法が平成31(2019)年4月(中小企業においては、令和2(2020)年4月)から施行され、時間外労働の上限規制が導入されたことから、引き続き、履行確保に向けて丁寧な周知・啓発を行い、法令の遵守を図ることにより、所定外労働の削減を推進する。</li> <li>○ 引き続き、労働時間等見直しガイドラインの周知・啓発等を行うとともに、業種・企業の特性に応じたきめ細かな支援の実施や、年次有給休暇の取得率が低い業種や恒常的な長時間労働の実態がみられる業種等への支援の重点化を図るなど、企業内での「働き方・休み方」の見直しを推進する。</li> </ul>

#### (2) 循環型社会の形成

##### ① 生活衛生関係業者による環境配慮の取組みの推進

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅館・飲食・食肉関係業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。 ・指標：旅館・飲食・食肉関係業者による食品循環資源の</li> </ul>
------	---

	<p>再生利用等による実施率の割合 (%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標値：2024 年度に 50.0% (対象：全事業所)</li> <li>○ 生活衛生関係業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。</li> </ul> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)の適正な運用。</li> <li>○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和 32 年法律第 164 号)に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。</li> </ul>
2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指標；食品小売業（食肉関係営業等）、外食産業（旅館業、飲食業等）による食品循環資源の再生利用等による実施率の割合 (%) (農林水産省が公表している食品循環資源の再生利用等による実施率の割合から作成)</li> <li>○ 実績値 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 (2021) 年度；45.3%</li> <li>令和 2 (2020) 年度；43.7%</li> <li>令和元 (2019) 年度；43.3%</li> </ul> </li> <li>○ 「振興指針」には、環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進、食品循環資源の再生利用等について、営業者や組合等の取組みを盛り込んでいる。</li> </ul>
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品循環資源の再生利用等による実施率は増加しており、引き続きその推進に努める必要がある。</li> </ul>
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての振興指針に環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進、食品循環資源の再生利用等について、すでに盛り込まれていることから、今後も積極的な情報提供等を通じて、継続的に普及、啓発活動に努める。</li> <li>○ また、各業種の「振興指針」を踏まえ、生衛組合が作成する振興計画にも盛り込まれることにより、地域における零細事業者である生衛業者が少しでも多くこの取組に参加する動きとしたい。</li> </ul>

② 医薬品・医療機器製造販売業者等による環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による容器包装等の再資源化の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標：日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量</li> <li>・目標値：令和7（2025）年度において平成12（2000）年度比75%程度削減を目指す。</li> </ul> </li> <li>○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による廃棄物の再資源化の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標：日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の再資源化率</li> <li>・目標値：令和7（2025）年度において廃棄物再資源化率を60%以上とする。</li> </ul> </li> <li>○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による廃プラスチック再資源化の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標：日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃プラスチックの再資源化率</li> <li>・目標値：令和12（2030）年度において廃プラスチック再資源化率を65%以上とする。</li> </ul> </li> <li>○ 医薬品製造販売業者等による自主的な環境配慮の取組を推進する。</li> </ul> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）の適正な運用</li> <li>○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の適正な運用</li> <li>○ 密閉型蓄電池を使用する医薬品製造販売業者等に対する自主回収及び再資源化への支援（資源有効利用促進法に基づく主務大臣の認定）</li> <li>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</li> </ul>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「1 目標」に掲げる法律の適正な運用について、逐次、事業者団体及び関係省庁と連携して、施策に取り組んだ。 また、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及びエコプロダクツ大賞推進協議会が主催する「エコプロダクツ大賞」に関係省庁と連携して参画し、医薬品製造販売業者等の3R活動及びエコプロダクツの普及を支援している。</li> <li>○ なお、医薬品製造販売業者等の加盟団体の一つである日本製薬工業協会は自ら環境報告書を作成するとともに、日本製薬団体連合会は加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量を令和2（2020）年度において平成12（2000）年度比70%程度削減すること等を目標としている。</li> </ul>

	<p>○ 日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量は、令和4（2022）年度実績では6,400tで、21.6%まで削減（平成12（2000）年度比）しており、目標を達成した。</p> <p>○ 実績値 令和4（2022）年度；6,400t（平成12（2000）年度比 21.6%） 令和3（2021）年度；5,700t（平成12（2000）年度比 19.3%） 令和2（2020）年度；5,900t（平成12（2000）年度比 20.2%）</p> <p>○ 日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所における廃棄物再資源化率は、令和4（2022）年度実績で64.0%であり、目標を達成した。</p> <p>○ 実績値 令和4（2022）年度；64.0% 令和3（2021）年度；63.4% 令和2（2020）年度；63.8%</p> <p>○ 日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所における廃プラスチックの再資源化率は、令和4（2022）年度実績で70.0%であり、目標を達成した。</p> <p>○ 実績値 令和4（2022）年度；70.0% 令和3（2021）年度；62.7% 令和2（2020）年度；60.7%</p> <p>※ 実績値は日本製薬団体連合会傘下の日本製薬工業協会、日本OTC医薬品協会、日本ジェネリック製薬協会及び日本漢方生薬剤協会加盟企業の調査結果に基づいている。</p>
3 評価・課題	<p>○ 中小企業者である医薬品製造販売業者等の環境配慮における取組には遅れがみられることから、その推進に努める必要がある。</p>
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	<p>○ 環境に配慮した率先的な取組例などを医薬品製造販売業者等に情報提供していくとともに、これら事業者の取組の進捗状況を把握していくことに努める。</p>

### ③ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境配慮の取組の推進

1 目標	<p>○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境対策関係法令の遵守を促す。</p> <p>○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等設置者による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p>
	<p>【施策の柱】</p> <p>○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の遵守</p> <p>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の遵守</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</li> </ul>
2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に対して送付した、「厚生労働省における環境配慮の方針」（平成19年7月26日環境対策推進本部決定）にそって、環境に配慮した経営に向けた普及啓発を行ったところである。</li> <li>○ 「病院における省エネルギー実施要領」（平成20年3月）を定め、本実施要領を活用した省エネ等のエネルギー管理の取組について、病院関係団体に協力を依頼したところである。</li> <li>○ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）における特定事業者に定められている厚生労働省所管の独立行政法人は、平成30（2018）年度の環境報告書を作成・公表したところである。</li> </ul>
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「厚生労働省における環境配慮の方針」を医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に送付し、各施設における事業活動上の環境配慮の取組普及を依頼したことにより、環境配慮の意識も進みつつあるものと思われるが、各施設の所轄庁の大部分が都道府県等であるため、取組状況の実態把握が困難な状況である。</li> <li>○ 平成17年4月の環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の施行から18年が経過し、事業者の環境配慮に対する意識はかなり高まってきていると思われるが、環境報告書の公表を行っているのが依然として大企業者が主であること等を鑑み、一層の意識高揚が必要と思われるため、環境配慮の状況の公表の方法に関する情報の提供等、事業活動における環境配慮の取組普及に努める必要がある。</li> </ul>
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、環境に配慮した率直的な取組例等を都道府県等に対して情報提供していくとともに、取組状況の実態に関して都道府県等からの情報提供を促す。</li> <li>○ 今後も積極的な情報提供等を通じて、継続的に普及、啓発活動に努める。</li> </ul>

④ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人, 公益法人等)による自主的な環境配慮の取組の推進

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省所掌の事業者（独立行政法人、公益法人等）による自主的な環境配慮の取組を推進する。</li> </ul>
	<p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</li> </ul>

2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 30 年 5 月省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定「夏季の省エネルギーの取組について」、平成 30 年 10 月同会議決定「冬季の省エネルギーの取組について」等を周知し、環境に配慮した取組例などを情報提供し、これらの取組について、積極的に推進するよう要請している。</li> <li>○ 環境配慮契約、グリーン購入及び環境報告書に関する周知をすることで、環境に配慮した取組を促している（※）。</li> <li>○ 各職員に対して継続的にグリーン購入の意識を促すため、物品調達の際に提出する様式に、グリーン購入法適合の有無についてチェックする欄を設けている。</li> <li>○ ホームページにおいて、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」、「環境物品等の調達実績の概要」及び「特定調達品目調達実績取りまとめ表」を毎年作成・公表している。</li> <li>○ 法人の自主的な取組としては、以下のようなものもある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用紙類の使用量の削減。</li> <li>・ 水栓には、節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する</li> <li>・ 毎月、光熱水量をとりまとめ、各部署の担当者による省エネプロジェクトや部長等会議に報告を行い、エネルギー使用の抑制に関する注意喚起を行っている。</li> <li>・ スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量の抑制。</li> </ul> </li> </ul> <p>（※一部の法人に対して行っているものである。）</p>
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体職員に対して環境配慮の重要性を啓発するなど、所管法人における環境配慮の取組も浸透してきているが、法人によって取組み具合にはばらつきがあるため、引き続き、一層の取組推進を図っていく必要がある。</li> </ul>
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、所管法人に自主的な環境配慮の取組を促すとともに、その取組の進捗状況を把握していくこととする。</li> </ul>

### (3) 生物多様性の確保・自然発生

#### ① 医薬品等分野における生物多様性の確保の推進

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品等分野において生物多様性の確保を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：第一種使用等(開放系での使用等)に係る承認件数、第二種使用等(閉鎖系での使用等)に係る確認件数</li> </ul> </li> </ul> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)の適正な運用)</li> </ul>
------	--

2 進捗状況・実績	<p>○ 医薬品等について、令和5（2023）年度内に新たに行われた第一種使用等に係る承認の件数は6件、第二種使用等に係る確認件数は39件であった。これにより同年度末における累計数は、第一種使用等に係る承認の件数は63件、第二種使用等に係る確認の件数は540件となった。</p> <p>○ 令和4（2022）年度末の製造業者等からの遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の製造状況に関する報告数は57件であった。</p> <p>（注） 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用等に係る承認申請中又は第二種使用等に係る確認申請中に年度報告を提出している製造販売業者があること、第二種使用等に係る確認を要しない遺伝子組換え生物を使用する場合であっても年度報告の提出が必要となる場合があることなどから、上記の数字は必ずしも一致しない。なお、年間を通じて製造しなかった場合でも、その製造状況について年度報告が提出された場合は件数に含めた。</p> <p>○ 現状</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">第一種使用等に係る承認件数；</td> <td>6件（令和5（2023）年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>； 16件（令和4（2022）年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>； 9件（令和3（2021）年度）</td> </tr> <tr> <td>第二種使用等に係る確認件数；</td> <td>39件（令和5（2023）年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>； 21件（令和4（2022）年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>； 58件（令和3（2021）年度）</td> </tr> </table>	第一種使用等に係る承認件数；	6件（令和5（2023）年度）		； 16件（令和4（2022）年度）		； 9件（令和3（2021）年度）	第二種使用等に係る確認件数；	39件（令和5（2023）年度）		； 21件（令和4（2022）年度）		； 58件（令和3（2021）年度）
第一種使用等に係る承認件数；	6件（令和5（2023）年度）												
	； 16件（令和4（2022）年度）												
	； 9件（令和3（2021）年度）												
第二種使用等に係る確認件数；	39件（令和5（2023）年度）												
	； 21件（令和4（2022）年度）												
	； 58件（令和3（2021）年度）												
3 評価・課題	<p>○ 医薬品等の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。</p>												
4 今後の方向性（見直しの方向性）	<p>○ 引き続き、医薬品等の分野においても遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の保全を図っていくこととする。</p>												

（4）環境リスクの管理

① 水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進

1 目標	<p>○ 浄水汚泥の有効利用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：浄水発生土の有効利用率（%）</li> <li>・ 目標値：100%</li> </ul>
	<p>【施策の柱】</p> <p>○ 浄水汚泥の循環的利用の推進</p>

2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう助言を行っている。令和3（2021）年度末で、浄水汚泥の有効利用率79%であった。</li> <li>○ 実績値 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年（2021）年度末：79%</li> <li>令和2年（2020）年度末：78%</li> <li>令和元年（2019）年度末：74%</li> </ul> </li> </ul>
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ここ数年の傾向として、微増している。目標達成に向けて、埋立て等による処分を減らすことが今後の課題である。そのために、水道事業者等に対して助言等を行って行くことが必要である。</li> </ul>
4 今後の方向性（見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう助言等を行っていくこととする。</li> <li>○ 令和5年11月に開催した令和5年度第3回水道整備・管理行政に関する説明会において、全国の水道事業者等に浄水汚泥の有効利用推進について周知したところ。引き続き全国水道関係担当者会議等において浄水汚泥の有効利用に係る情報提供を実施する。</li> </ul>

② 水道広域化、漏水対策、用途間転用等による、水資源の確保

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：有効率（%）（＝年間有効水量／年間給水量）</li> <li>・ 目標値：95%</li> </ul> </li> <li>○ 流域関係者と連携し、取排水システムの再編等良好な水道水源の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率（%））</li> <li>・ 目標値：前年度以上</li> </ul> </li> <li>○ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：水道普及率（%）</li> <li>・ 目標値：前年度以上</li> </ul> </li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>【施策の柱】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道広域化、水道水源開発、未普及地域解消、老朽管布設替、高度浄水処理施設整備等に係る技術的・財政的支援措置</li> <li>○ 原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上</li> </ul>
------	--









































